

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年10月3日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

元町公園柱上気中開閉器修繕工事(応急工事)

2 履行(納品)場所

中区元町1丁目77番地4

3 契約日

令和5年7月19日

4 履行期限

令和5年9月29日

5 契約金額

¥2,368,300.- (うち 消費税及び地方消費税相当額 ¥215,300.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社新川電気 代表取締役 新川 博也
横浜市鶴見区仲通1-59-8

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和5年7月19日、元町公園(中区)が柱上気中開閉器(PAS)地絡検知により停電しました。これにより、元町公園内のプールや弓道場の照明やポンプ等が使えなくなり、市民サービスに影響をきたすだけでなく、夜間時の園内灯も点灯しないことから公園全体が防犯面で危険になるため早急の復旧工事が必要となりました。

8 契約の相手方の選定理由

災害協力事業者名簿に登録され、過去に公園電気設備工事の受注実績がある業者に対し、電話にてヒアリングし、当日中に対象機器の原因調査及び復旧を行えることが可能と回答があった業者を選定しました。

9 所管課

環境創造局公園緑地整備課